

消費税インボイス制度開始に伴い、制度維持費にかかる消費税の仕入税額控除について

1. 団体保険制度の維持に必要な事務手続き費用等に充当するため保険料とあわせて全国弁護士協同組合連合会が制度運営費をいただいております。

【制度運営費】105円(うち消費税9円) ※制度運営費の消費税率は10%です。

＜制度運営費をいただいている全国弁護士協同組合連合会の団体保険制度一覧＞

団体保険制度	補償開始日	支払方法	保険料の引き去り日
			※22日が金融機関休業日の場合は、翌営業日
がん等三大疾病保険	2月1日から1年間	月払	3月22日から2月22日までの毎月22日 12回
がん等三大疾病保険	2月1日から1年間	一時払	3月22日
弁護士所得補償プラン(所得補償保険・GLTD)	5月1日から1年間	月払	5月22日から4月22日までの毎月22日 12回
弁護士所得補償プラン(所得補償保険)	5月1日から1年間	半年払	5月22日・11月22日の年2回
弁護士所得補償プラン(所得補償保険・GLTD)	5月1日から1年間	一時払	5月22日
リスク細分型所得補償保険「えらべるの」	5月1日から1年間	月払	5月22日から4月22日までの毎月22日 12回
リスク細分型所得補償保険「えらべるの」	5月1日から1年間	一時払	5月22日
新・団体医療保険	7月1日から1年間	月払	8月22日から7月22日までの毎月22日 12回
若手弁護士応援プラン	11月1日から1年間	一時払	12月22日

2. 消費税インボイス制度開始に伴い、制度運営費にかかる消費税につき仕入税額控除をするための対応方法を記載いたします。

○該当する団体保険の「保険加入依頼書(お客様控え)」および「(通帳・入金明細など引き落とし年月日が記載された)支払記録書類」の2点をお手元に保管ください。

○以下の記載事項が必要項目となりますので、本ページを印刷し、支払記録書類とあわせ保管ください。

【制度運営費にかかるインボイス記載事項】

- ① 発行者の名称: 全国弁護士協同組合連合会
- ② 登録番号: T5010005002036
- ③ 取引年月日: お客様が団体保険契約を申し込んだ日
- ④ 取引の内容: 制度運営費
- ⑤ 対価の額および適用税率: 税込 105円。適用税率は、いずれも 10%
- ⑥ 消費税額: 9円

3. 全国弁護士協同組合連合会のインボイス登録番号は「T5010005002036」です。本登録番号は、国税庁の以下のサイトからご確認いただけます。

【インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト (全国弁護士協同組合連合会のインボイス登録番号)】

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/regno-search/detail?selRegNo=5010005002036>